

中部運輸局自動車交通部

令和2年3月30日 14時00分 発表

お問い合わせ先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官

奥田、唐澤、平岩Tel 052-952-8038

中部運輸局 三重運輸支局輸送・監査担当

久世、榊原Tel 059-234-8411

同時発表：三重県政記者クラブ

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反により下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分対象事業者及び営業所

事業者名：株式会社 アイ・エス・ケイ

住所：三重県桑名市大字小貝須字橋爪1176番地

代表者：波多 雅己

営業所：本社営業所

営業所所在地：三重県桑名市大字地蔵49-1番地

2. 行政処分等の概要

貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、令和2年3月30日付けで当該事業者（本社営業所）に事業停止33日間及び事業用自動車の使用停止340日間並びに文書警告を行った。

3. 監査端緒等

酒気帯び運転を伴う交通事故を発生させたことから当該事業者（本社営業所）に対し監査を実施した結果、名義貸し行為、点呼記録の不実記載、健康診断未受診などの貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に反する悪質な違反事実を確認した。

4. 監査結果（主な法令違反内容及び違反条項）

- ① 一般貨物自動車運送事業の名義を他人に一般貨物自動車運送事業のために利用させていた。
（貨物自動車運送事業法第27条第1項）
- ② 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条5項）
- ③ 点呼を実施していなかった。
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項）
- ④ 疾病、疲労等のおそれのある乗務をさせていた。
（貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）
- ⑤ 社会保険等の加入義務のある者が未加入であった。
（貨物自動車運送事業法第24条の4）
（貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号）

※ その他の軽微な違反事項を含め、合計で28項目の違反を確認している。

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況（中部運輸局管内）

当該行政処分により付された違反点数 64点
当該事業者が付された累積違反点数 64点

以上